

仕様書

この仕様書は、那覇市(以下「甲」という。)と委託を受けた業者(以下「乙」という。)との令和 8 年度浴槽水等のレジオネラ属菌等検査業務委託に関し、必要な事項を定める。

1 履行期間 契約締結の日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

2 履行内容

乙は、甲が採水した検査試料を那覇市保健所生活衛生課で回収し、乙の検査施設まで運搬するものとする。さらに、回収した検査試料について、本仕様書に定める検査項目及び検査方法により検査を実施し、その結果を甲へ報告するものとする。

3 検査項目

- (1) 濁度
- (2) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量
- (3) 大腸菌
- (4) レジオネラ属菌（培養検査法又は迅速検査法）

4 予定検体数及び予定検体回収数

- (1) 予定検体数 60 検体
- (2) 予定検体回収数 20 回

5 検査方法及び基準

- (1) 那覇市公衆浴場法施行細則第 7 条第 2 項
- (2) 那覇市旅館業法施行細則第 7 条第 2 項
- (3) 公衆浴場における衛生等管理要領等について(平成 12 年 12 月 15 日厚生省生活衛生局長通知 生衛発第 1811 号)の別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針
- (4) 那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査実施要領

6 検査試料の採水及び回収

- (1) 乙は、採水を予定している日の前開所日までに、採水用容器を那覇市保健所生活衛生課に配送すること。
- (2) 検査試料は甲が採水し、原則採水当日に乙が那覇市保健所生活衛生課で検査試料を回収し、検査施設まで運搬すること。
- (3) 採水は、「3 予定検体数及び予定検体回収数」について履行期間内の複数日に分けて実施することとする。なお、甲は採水日の前日までにあらかじめ乙に採水日を連絡するものとする。

(参考)令和 7 年度採水実績

62 検体について 19 日に分けて採水

7 契約単価

本業務は単価契約とし、契約単価を設定する項目は次のとおりとする。支払額は実際に実施した検査項目ごとの検査件数及び検体回収数に契約単価を乗じて得た額とする。なお、契約単価には、結果の報告や採水用容器代等本業務に係る全ての費用を含むものとする。

- (1) 濁度
- (2) 全有機炭素の量
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量
- (4) 大腸菌
- (5) レジオネラ属菌（培養検査法）
- (6) レジオネラ属菌（迅速検査法）
- (7) 検体回収

8 レジオネラ属菌検査の実施方法

施設から採取した浴槽水は、基本的に培養検査法で検査を実施することとする。

迅速検査法は、培養検査法でレジオネラ属菌が検出された施設における改善指導後の陰性確認検査や潜在的なリスクを評価するため、培養検査法と併用したスクリーニング検査等とする。

9 再委託の禁止

本業務における全ての検査業務について、再委託を禁止するものとする。

10 検査結果の報告

- (1) 検査結果は、検査結果報告書(以下「報告書」という。)により報告すること。報告書の様式は、事前に甲と乙で協議して定める。
- (2) 報告書による報告は、検査試料の引き渡し後、40 日以内とする。また、検査結果が「5 検査方法及び基準」に定める基準を超過した場合の報告については、事前に甲と乙で協議して定める。
- (3) 報告書の提出先は、那覇市保健所生活衛生課とする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び委託業務内容等に疑義が生じた場合、甲と乙で協議して解決を図ることとする。